

# 会津若松市長定例記者会見

日 時：令和 8 年 6 月 26 日（金） 10 時

場 所：庁議室（本庁舎 4 階）

## 次 第

1. 第 2 子以降の保育料の無償化について
2. 会津コイン還元事業について
3. ごみ処理手数料制度の状況等について
4. (株)ジモティーとのリユースに関する協定について
5. その他

## 第2子以降の保育料の無償化について

市では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、認可保育所や認定こども園などの認可保育施設に入所している0～2歳の第2子の保育料を、今年9月分から無償といたします。

3～5歳のお子さんとは第3子以降については、すでに保育料を無償としているため、今回の無償化により、第2子以降の保育料がすべて無償となります。

なお、認可外保育施設に入所している0～2歳の第2子の保育料についても、保育料相当額を助成いたします。

### ■対象…次のすべてを満たす0～2歳の子ども

- ◎市内に住民登録がある
- ◎認可保育所・認定こども園・地域型保育施設・認可外保育施設に入所している
- ◎4月1日時点で18歳未満の同一世帯の兄弟を基準とした第2子以降である
- ◎保育の必要性の認定（※）を受けている

※保育の必要性の認定…保護者が就労や疾病などの理由で家庭で保育することができない場合に、市から受ける認定













### ■内容…◎認可保育所・認定こども園・地域型保育施設＝全額免除

◎認可外保育施設＝月額42,000円以内で助成

### ■その他…◎入園手数料や延長保育料、一時預かり利用料などは助成の対象外

◎認可外保育施設の入所者が助成を受ける場合は保育の必要性の認定と手続きが必要

### [イメージ図]

国基準の保育料無償化		市独自の保育料無償化			
年齢	国基準	年齢	現行	9月～	
6歳～		6歳～18歳	 第1子カウント 【全額】	 第1子カウント 【全額】	
0歳～5歳	 第1子カウント 【全額】	0歳～5歳	 第2子カウント 【半額】	<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;">  第2子カウント 【無償】                 </div>	
	 第2子カウント 【半額】		 第3子カウント 【無償】		 第3子カウント 【無償】
	 第3子カウント 【無償】		 第4子カウント 【無償】		 第4子カウント 【無償】

# ごみ処理手数料制度の 状況等について

## ごみ処理手数料制度の状況①



生活系ごみの排出量（単位：トン）

項目		4月	5月
燃やせる ごみ	令和8年度	1,143	1,223
	令和7年度	1,973	2,069
	増減率	-42%	-41%
燃やせない ごみ	令和8年度	113	75
	令和7年度	215	220
	増減率	-47%	-66%

- ・ 5月も燃やせるごみ（▲41%）、燃やせないごみ（▲66%）と減少傾向が続いています。

## ごみ処理手数料制度の状況②



生活系ごみの排出量（単位：トン）

項目		4月	5月
かん類	令和8年度	21	22
	令和7年度	21	25
	増減率	0%	-12%
びん類	令和8年度	50	46
	令和7年度	65	52
	増減率	-23%	-12%
古紙類	令和8年度	127	109
	令和7年度	141	125
	増減率	-10%	-13%

- 資源物は人口減少や、ペーパーレス、容器の軽量化等で減少傾向にあり、全ての品目で減少傾向にあります。

3

## ごみ処理手数料制度の状況③



生活系ごみの排出量（単位：トン）

項目		4月	5月
ペットボトル	令和8年度	24	27
	令和7年度	20	27
	増減率	20%	0%
プラスチック製容器包装・製品	令和8年度	106	116
	令和7年度	81	84
	増減率	31%	38%
古布類	令和8年度	20	24
	令和7年度	4	4
	増減率	400%	500%

- 5月はプラスチック製容器包装・製品が（+38%）、古布類が（+500%）とすべて4月よりも排出量が多くなっており、資源化が広がっています。
- 不適正な排出状況も見られることから、今後解消に取り組んでまいります。

4

# 新ごみ焼却施設における燃やせるごみの受入制限に係る搬入目標の管理状況



令和8年度：受入制限に係る搬入目標の管理（目標量及び実績 単位：トン）

週	本市			構成市町村全体		
	目標量	実績	目標/実績	目標量	実績	目標/実績
3/30(日)~4/11(土)	1347.12	1389.76	103%	2008.76	2010.47	100%
4/12(日)~4/25(土)	1407.70	1100.60	78%	2104.10	1743.28	83%
4/26(日)~5/9(土)	1405.96	1043.33	74%	2096.24	1661.00	79%
5/10(日)~23(土)	1404.80	1074.45	76%	2091.00	1684.75	81%
5/24(日)~6/6(土)	1295.80	1105.93	85%	1923.45	1685.41	88%
累積値	6861.38	5714.07	83%	10223.55	8784.91	86%

- 4月1～2週目は3月30日、31日分の駆け込み排出分が含まれており、目標を超過しましたが、その後は目標量の8割前後で推移しています。
- 5月4週目～6月1週目については、6月は目標量が少なく設定されているため、目標量の85%となりましたが、搬入目標を超えることなく推移しています。

# 蓄電池類の拠点回収



## 拠点回収を開始します(7月から)

無料です

令和8年7月から、蓄電池類(リチウム蓄電池等を使用した製品を含む)、乾電池類、水銀使用製品の拠点回収を開始いたします。

種類	具体例	回収施設		排出方法	処理方法等
		環境共生課	支所・市民センター等		
蓄電池類	<ul style="list-style-type: none"> <li>リチウムイオン電池 ・ニカド電池</li> <li>ニッケル水素電池 ・モバイルバッテリー</li> <li>製品を破壊せずに製品から取り外した蓄電池(電動アシスト自転車やノートパソコンのバッテリーなど)</li> </ul>	○	○ (リサイクルマークが剥がれ、変形・変色しているものに限り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電池を使い切り、絶縁処理をした後に、回収施設の職員に直接手渡ししてください。</li> </ul>	<p><b>絶縁処理のやり方</b></p> <p>発熱・発火を防ぐため、端子(金属部分)をビニールテープ(透明推奨、セロハンテープ不可)で覆ってください。</p>
蓄電池を使用した製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子たばこ ・加熱式たばこ</li> <li>ワイヤレスイヤホン</li> <li>ハンディ扇風機 ・シェーバー</li> <li>コードレス掃除機 ・電動歯ブラシ</li> <li>電動工具 ・携帯ゲーム機</li> <li>電子タブレット</li> </ul>	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>電池を使い切り、絶縁処理をした後に、回収施設の職員に直接手渡ししてください。</li> <li>蓄電池以外の部品を外してから出してください。</li> </ul>	<p>コネクタ部の袋、コードは本体につける</p> <p>取出したモバイルバッテリー端子部の袋</p> <p>取出した電動歯ブラシの袋</p>
乾電池類	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルカリ電池 ・マンガン電池(単一～単六電池、角型電池)</li> <li>酸化銀電池(時計などに使われるボタン型電池)</li> <li>空気亜鉛電池(補聴器などに使われるボタン型電池)</li> <li>リチウム一次電池(車のリモコンキーなどに使われるコイン型電池)</li> </ul>	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>絶縁処理をして、回収ボックスに入れてください。</li> </ul>	<p>膨張・変形したのも、安全対策のため、端子を絶縁し、環境共生課の職員に手渡ししてください。</p>
水銀使用製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>蛍光管</li> <li>水銀体温計 ・水銀血圧計</li> </ul>	○	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収施設の職員に直接手渡ししてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>割れていない蛍光管は箱に入れるか、新聞紙等で包み、中身が分かるようにしてください。</li> <li>割れた蛍光管は透明又は半透明の袋に入れて中身が分かるようにしてください。</li> <li>水銀体温計等は、割れないように、透明又は半透明の袋に入れて中身が分かるようにしてください。</li> </ul>

- 回収施設
- 環境共生課(館手町第二庁舎)
  - 市民協働プラザ(旧米町第二庁舎)
  - 北会津支所
  - 河東支所
  - 澁川市民センター

- 大戸市民センター
- 北市民センター
- 南市民センター
- 一貫市民センター

- 東市民センター
- 神指分館※  
※神指分館は、事前の予約が必要ですよ

時間

平日8時30分～17時15分  
※土日祝日及び閉庁日、上記以外の時間はお出しいただけません

7月からリチウム蓄電池等の無料回収が始まるよ。  
近くの回収施設に出してね。

ごみ収集車くん

※乾電池類や蛍光管に限り、7月以降も、各町内会のごみステーションに排出できますが、この場合は、指定ごみ袋や共通ごみ処理券(袋に入らない時)を使用していただくこととなります。  
リチウム蓄電池やリチウム蓄電池使用製品、蛍光管以外の水銀使用製品は、ごみステーションにはお寄せません。

### (受け取れないもの)

以下のものは市で処理できません。  
販売店やメーカーにお問い合わせください。

- 事業用として使用したものの
- ポータブル電源
- 鉛蓄電池(車やバイク等のバッテリー)

※販売店や製造店等による回収も引き続きご利用いただけます。処理料金がかかる場合がありますので、販売店等にご確認ください。